

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第1編 総則

第6編 JRR-3 の管理

令和3年6月

審査基準（関係のある箇所を 〇 で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～2号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設の操作を行う者の職務及び組織 1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。 ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。 ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。 ② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 ③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 ⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重 ① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。 ② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第1編（総則）】</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 （職務）</p> <p>第7条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(30)（変更なし）</p> <p>(31) 研究炉技術課長は、施設管理者として、JRR-3の本体施設のうち貯蔵施設（<u>使用済燃料貯槽室及び使用済燃料貯蔵施設（北地区）に限る。</u>）の使用及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(32) JRR-3管理課長は、施設管理者として、JRR-3の本体施設（<u>利用施設並びに貯蔵施設のうち使用済燃料貯槽室及び使用済燃料貯蔵施設（北地区）を除く。</u>）の使用、運転及び保守、核燃料管理者として、JRR-3の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、JRR-3の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(33)～(41)（変更なし）</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の使用施設等が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 同一の使用施設等が複数の施設管理者によって使用又は運転をされている場合における使用又は運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>施設管理者として管理する範囲の明確化 （許可変更において、新たに原子炉建家と実験利用棟を貯蔵施設としたため、既存の貯蔵施設との取り合いを明確にした。）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（JRR-3）

審査基準（関係のある箇所を■で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第4号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作 1. 核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること。 2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p> <p>使用規則第2条の12第1項第6～9号</p> <p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、<u>臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u> 2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第6編（JRR-3の管理）】 （使用上の制限） 第7条 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、核燃料物質の使用等を行うときは、別表第4、別表第5及び別表第6に掲げる使用上の制限値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>【原科研使用施設等保安規定第6編（JRR-3の管理）】 （定義） 第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 「照射施設」とは、別表第1に掲げるJRR-3の利用施設のうち、照射施設の項に掲げるものをいう。 (2) 「実験施設」とは、別表第1に掲げるJRR-3の利用施設のうち、<u>実験施設の項に掲げるもの及び実験運用エリア（別図2に示す。）</u>をいう。 (3) 「実験施設管理者」とは、第1編第8条第1項の規定により実験施設に分任施設管理者を置いた場合における分任施設管理者をいう。 （使用上の制限） 第7条 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、核燃料物質の使用等を行うときは、別表第4、別表第5及び別表第6に掲げる使用上の制限値を超えないことを確認しなければならない。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>（別表第4及び別表第6の内容を変更）。</p> <p>本申請の範囲外</p> <p>実験用試料の準備等を行うエリアを許可書に追加し、保安規定で定める範囲を明確にするため。</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表 (JRR-3)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)	備考
	<div data-bbox="1406 268 2481 1348" style="border: 2px solid black; height: 514px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1733 1398 2148 1432" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p><u>別図2 実験運用エリアについて</u></p> </div>	<p>実験運用エリアの明確化のため図の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表 (JRR-3)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)				備考
	別表第4 核燃料物質の使用上の核的制限値				許可申請書との整合のため削除、注記の追加)
	場所	装置	最大取扱量	性状	
	実験利用棟 1階	挿入機 実験利用棟詰替セル (取出機、コンテナ)	U-235, U-233, Pu-239	10g (合計) 固体粉末	
		照射設備機器室	U-235, U-233, Pu-239	5g (合計) 固体粉末	
	実験利用棟 2階	中性子散乱実験装置 (4基)	天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム	50g/基 ^{*1} (合計 200g) 固体液体粉末	
	原子炉建家 1階	実験設備 中性子散乱実験装置 ^{*2} (5基)	天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム	50g/基 ^{*1} (合計 250g) 固体液体粉末	
		炉室詰替セル	U-235, U-233, Pu-239	48g (合計) 固体粉末	
		使用済燃料プール	U-235, U-233, Pu-239	300g (合計) 固体粉末	
		水力照射設備 HR-1, 2 (照射筒) 気送照射設備 PN-1, 2 (照射筒) 回転照射設備 (DR-1) 垂直照射設備 (RG-1~4, VT-1, BR-1~4, SH-1)	U-235, U-233, Pu-239	168.2g (合計) 固体粉末	
	*1: 最大取扱量は、各装置にて使用する核燃料物質の量、実験運用エリアにおいて使用する各装置に属する核燃料物質の量及び別表第6に示す中性子散乱実験用貯蔵箱にて貯蔵する各装置に属する核燃料物質の量の合計値				
	*2: 一部フィッション・カウンタを使用する				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表 (JRR-3)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)				備考
使用規則第2条の12第1項第11～18号 (省略)	別表第6 核燃料物質の貯蔵の核的制限値				
	貯蔵設備	ウラン濃縮度	保 管 量		
	未照射核燃料物質保管庫	5%未満	棚1段当たりの保管量	棚段数	保管庫1個当たりの保管量
		5%以上 20%未満	30kg-U 以下	4	120kg-U 以下
		20%以上 93.5%以下	5kg-U 以下	4	20kg-U 以下
	未照射核燃料物質架台	3%未満	0.6kg-U/個以下 容器2個に分散 容器間隔を25cm以上とする。		
	燃料架台	1.52%以下	ジルカロイ被覆燃料セグメント 76本		
	使用済燃料貯槽 No.1 (ファーストコンバータ)	90%以下	ジルカロイ被覆燃料セグメント 352本		
	試験済燃料板用保管架台	20%以下 (平均16%以下)	0.412kg-U 以下		
	中性子散乱実験用貯蔵箱 I～IV	天然ウラン、劣化ウラン	2.8kg-U 以下 (1ホルダ当たりのU-235量: 150g以下)		
		各貯蔵箱: 50g 以下 (天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムの合計)			
中性子散乱実験用貯蔵箱 I～IVの核的制限値を追加 本申請の範囲外					

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第1編 総則

第6編 JRR-3 の管理

令和3年6月

変更後（下線部は変更箇所）	許可（下線部は変更箇所）	説明																						
<p>第1編 総則 目次（変更なし） 第1章 通則 第1条～第5条の2（変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第6条（変更なし）</p> <p>（職務） 第7条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1)～(29)（変更なし） (30) 利用施設管理課長は、施設管理者として、JRR-3の本体施設のうち利用施設の使用及び保守並びにJRR-3のキャプセルの管理に関する業務を行う。 (31) 研究炉技術課長は、施設管理者として、<u>JRR-3の本体施設のうち貯蔵施設（使用済燃料貯槽室及び使用済燃料貯蔵施設（北地区）に限る。）</u>の使用及び保守に関する業務を行う。 (32) <u>JRR-3管理課長は、施設管理者として、JRR-3の本体施設（利用施設並びに貯蔵施設のうち使用済燃料貯槽室及び使用済燃料貯蔵施設（北地区）を除く。）</u>の使用、運転及び保守、核燃料管理者として、<u>JRR-3の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、JRR-3の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(33)～(41)（変更なし）</p> <p>2～4（変更なし）</p> <p>第8条～第9条（変更なし）</p> <p>第2節～第4節（変更なし）</p> <p>第3章～第9章（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第6（変更なし）</p> <p>別図第1 使用施設等の保安に係る組織図（第6条関係）（変更なし）</p>	<p>【許可本文】 8-1 貯蔵施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1231 919 2312 1186"> <tr> <td data-bbox="1231 919 1350 1186">貯蔵施設の位置</td> <td data-bbox="1350 919 2312 1186"> <p>JRR-3の地理的状況は、「7-1 使用施設の位置」に記載のとおり。 貯蔵施設の名称及び貯蔵場所は、<u>原子炉建家中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅰ、Ⅱ、実験利用棟の中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅲ、Ⅳ及び使用済燃料貯槽室の使用済燃料貯槽No.1</u>である。 また、使用済燃料貯蔵施設（北地区）は、原子力科学研究所敷地内の北側に位置する保管建家であり、貯蔵場所は、燃料架台、未照射核燃料物質保管庫及び未照射核燃料物質架台である。</p> </td> </tr> </table> <p>【許可本文】 8-2 貯蔵施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1216 1302 2312 1871"> <thead> <tr> <th data-bbox="1216 1302 1555 1375">貯蔵施設の名称</th> <th data-bbox="1555 1302 1807 1375">構造</th> <th data-bbox="1807 1302 2059 1375">床面積</th> <th data-bbox="2059 1302 2312 1375">設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 1375 1555 1486"> <u>原子炉建家（原子炉施設と共用）</u> <u>（図3参照）</u> </td> <td colspan="3" data-bbox="1555 1375 2312 1486">「7-2 使用施設の構造」の記載のとおり。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 1486 1555 1608"> <u>実験利用棟（原子炉施設と共用）</u> <u>（図12及び図13参照）</u> </td> <td colspan="3" data-bbox="1555 1486 2312 1608">「7-2 使用施設の構造」の記載のとおり。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 1608 1555 1717">使用済燃料貯槽室 （図26参照）</td> <td data-bbox="1555 1608 1807 1717">（変更なし）</td> <td data-bbox="1807 1608 2059 1717">（変更なし）</td> <td data-bbox="2059 1608 2312 1717">（変更なし）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 1717 1555 1871">使用済燃料貯蔵施設（北地区） （図27及び図28参照）</td> <td data-bbox="1555 1717 1807 1871">（変更なし）</td> <td data-bbox="1807 1717 2059 1871">（変更なし）</td> <td data-bbox="2059 1717 2312 1871">（変更なし）</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵施設の位置	<p>JRR-3の地理的状況は、「7-1 使用施設の位置」に記載のとおり。 貯蔵施設の名称及び貯蔵場所は、<u>原子炉建家中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅰ、Ⅱ、実験利用棟の中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅲ、Ⅳ及び使用済燃料貯槽室の使用済燃料貯槽No.1</u>である。 また、使用済燃料貯蔵施設（北地区）は、原子力科学研究所敷地内の北側に位置する保管建家であり、貯蔵場所は、燃料架台、未照射核燃料物質保管庫及び未照射核燃料物質架台である。</p>	貯蔵施設の名称	構造	床面積	設計仕様	<u>原子炉建家（原子炉施設と共用）</u> <u>（図3参照）</u>	「7-2 使用施設の構造」の記載のとおり。			<u>実験利用棟（原子炉施設と共用）</u> <u>（図12及び図13参照）</u>	「7-2 使用施設の構造」の記載のとおり。			使用済燃料貯槽室 （図26参照）	（変更なし）	（変更なし）	（変更なし）	使用済燃料貯蔵施設（北地区） （図27及び図28参照）	（変更なし）	（変更なし）	（変更なし）	<p>（次頁の実験運用エリアの説明のため記載）</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>貯蔵箱の追加に伴う変更（以下、斜体は、許可の変更理由を示す）</p>
貯蔵施設の位置	<p>JRR-3の地理的状況は、「7-1 使用施設の位置」に記載のとおり。 貯蔵施設の名称及び貯蔵場所は、<u>原子炉建家中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅰ、Ⅱ、実験利用棟の中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅲ、Ⅳ及び使用済燃料貯槽室の使用済燃料貯槽No.1</u>である。 また、使用済燃料貯蔵施設（北地区）は、原子力科学研究所敷地内の北側に位置する保管建家であり、貯蔵場所は、燃料架台、未照射核燃料物質保管庫及び未照射核燃料物質架台である。</p>																							
貯蔵施設の名称	構造	床面積	設計仕様																					
<u>原子炉建家（原子炉施設と共用）</u> <u>（図3参照）</u>	「7-2 使用施設の構造」の記載のとおり。																							
<u>実験利用棟（原子炉施設と共用）</u> <u>（図12及び図13参照）</u>	「7-2 使用施設の構造」の記載のとおり。																							
使用済燃料貯槽室 （図26参照）	（変更なし）	（変更なし）	（変更なし）																					
使用済燃料貯蔵施設（北地区） （図27及び図28参照）	（変更なし）	（変更なし）	（変更なし）																					

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可			説明												
<p>第6編 JRR-3の管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 (定義)</p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「照射施設」とは、別表第1に掲げるJRR-3の利用施設のうち、照射施設の項に掲げるものをいう。</p> <p>(2) 「実験施設」とは、別表第1に掲げるJRR-3の利用施設のうち、実験施設の項に掲げるもの及び実験運用エリア(別図2に示す。)をいう。</p> <p>(3) 「実験施設管理者」とは、第1編第8条第1項の規定により実験施設に分任施設管理者を置いた場合における分任施設管理者をいう。</p> <p>第2条～第6条 (変更なし)</p> <p>第2章 ～ 第7章 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第3 (変更なし)</p>	<p>【許可本文】</p> <p>7-3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1240 464 2436 1234"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 464 1546 516">使用設備の名称</th> <th data-bbox="1546 464 1635 516">個数</th> <th data-bbox="1635 464 2436 516">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1240 516 2436 569">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 569 1546 1104"> 中性子散乱実験装置(図4及び図36参照) </td> <td data-bbox="1546 569 1635 1104"> 図36に示す場所 </td> <td data-bbox="1635 569 2436 1104"> <u>設置場所は原子炉建家1階及び実験利用棟2階であり、実験用試料の準備、実験及び実験用試料の放射能冷却を行う場所である。</u> <u>使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのみならず、最大取扱量は中性子散乱実験装置において使用可能な範囲内である。当該エリアで使用する核燃料物質は、各装置に属していることが識別できるよう管理を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1104 1546 1234"> その他 </td> <td colspan="2" data-bbox="1546 1104 2436 1234"> (変更なし) </td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	(中略)			中性子散乱実験装置(図4及び図36参照)	図36に示す場所	<u>設置場所は原子炉建家1階及び実験利用棟2階であり、実験用試料の準備、実験及び実験用試料の放射能冷却を行う場所である。</u> <u>使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのみならず、最大取扱量は中性子散乱実験装置において使用可能な範囲内である。当該エリアで使用する核燃料物質は、各装置に属していることが識別できるよう管理を行う。</u>	その他	(変更なし)		<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。(実験運用エリアの管理は、利用施設管理課長が行う。)</p> <p>実験運用エリアの追加</p>
使用設備の名称	個数	仕様														
(中略)																
中性子散乱実験装置(図4及び図36参照)	図36に示す場所	<u>設置場所は原子炉建家1階及び実験利用棟2階であり、実験用試料の準備、実験及び実験用試料の放射能冷却を行う場所である。</u> <u>使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのみならず、最大取扱量は中性子散乱実験装置において使用可能な範囲内である。当該エリアで使用する核燃料物質は、各装置に属していることが識別できるよう管理を行う。</u>														
その他	(変更なし)															

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後					許可					説明		
別表第4 核燃料物質の使用上の核的制限値					【許可本文】 7-5 核的制限値 核的制限値は以下のとおりである。					左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。		
場所	装置		最大取扱量		性状	場所	装置		最大取扱量		性状	
実験利用棟1階	詰替セル室	挿入機 実験利用棟詰替セル (取出機、コンテナ)	U-235, U-233, Pu-239	10g (合計)	固体粉末	実験利用棟1階	詰替セル室	挿入機 実験利用棟詰替セル (取出機、コンテナ)	U-235, U-233 Pu-239		10 g (合計)	固体粉末
		照射設備機器室	U-235, U-233, Pu-239	5g (合計)	固体粉末			照射設備機器室	U-235, U-233 Pu-239		5 g (合計)	固体粉末
実験利用棟2階	中性子散乱実験装置 (4基)		天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム	50g/基 ^{*1} (合計 200g)	固体液体粉末	実験利用棟2階	中性子散乱実験装置 (4基)		天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム		50g/基 (合計 200g)	固体粉末液体
原子炉建家1階	実験設備	中性子散乱実験装置 ^{*2} (5基)	天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム	50g/基 ^{*1} (合計 250g)	固体液体粉末	原子炉建家1階	実験設備	中性子散乱実験装置* (5基)	天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム		50g/基 (合計 250g)	固体粉末液体
		炉室詰替セル	U-235, U-233, Pu-239	48g (合計)	固体粉末			炉室詰替セル	U-235, U-233 Pu-239		48 g (合計)	固体粉末
	使用済燃料プール	U-235, U-233, Pu-239	300g (合計)	固体粉末	使用済燃料プール		U-235, U-233 Pu-239	300g (合計)	固体粉末			
	原子炉プール	水力照射設備 HR-1,2 (照射筒) 気送照射設備 PN-1,2 (照射筒) 回転照射設備 (DR-1) 垂直照射設備 (RG-1~4, VT-1, BR-1~4, SH-1)	U-235, U-233, Pu-239	168.2g (合計)	固体粉末		原子炉プール	水力照射設備 HR-1,2 (照射筒) 気送照射設備 PN-1,2 (照射筒) 回転照射設備 (DR-1) 垂直照射設備 (RG-1~4, VT-1, BR-1~4, SH-1)	U-235, U-233 Pu-239		168.2g (合計)	固体粉末
*1: 最大取扱量は、各装置にて使用する核燃料物質の量、実験運用エリアにおいて使用する各装置に属する核燃料物質の量及び別表第6に示す中性子散乱実験用貯蔵箱にて貯蔵する各装置に属する核燃料物質の量の合計値					* : 一部フィッション・カウンターを使用する。						次頁以降に、許可の記載部を示す。	
*2: 一部フィッション・カウンターを使用する												

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可					説明
	<p>【許可本文】 8-3 貯蔵施設の設備</p>					<p>貯蔵箱の追加</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理的・化学的性状	仕様		
使用済燃料貯槽 No. 1 (図 26 参照) (ファーストコンバータ)	1 式	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
燃料架台 (図 29 参照)	2 台	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
試験済燃料板用保管架台 (図 33 参照)	1 台	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
未照射核燃料物質保管庫 (図 34 参照)	12 個	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
未照射核燃料物質架台 (図 35 参照)	1 台	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
中性子散乱実験用貯蔵箱 I (図 36 及び図 37 参照)	1 台	<p>・天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム 保管量*：合計 50g 以下</p> <p>中性子散乱実験用の核燃料物質を貯蔵する。 (原子炉建家)</p> <p>*保管量は各装置の最大使用量の内数であり、その値を超えることはない。また貯蔵する核燃料物質は各装置に属していることが識別できるよう管理を行う。</p>	<p>物理的性状： 固体、粉末、液体</p> <p>化学的性状： 単体、酸化物</p>	<p>寸法：長さ 約 400 mm 幅 約 400 mm 高さ 約 400 mm</p> <p>主要材料：鉄鋼及び鉛</p> <p>実験用試料又はフィSSION・カウンターを貯蔵する。</p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可				説明	
	<p>中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅱ (図 36 及び図 37 参照)</p>	1台	<p>・天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム 保管量*：合計 50g 以下</p> <p>中性子散乱実験用の核燃料物質を貯蔵する。 (原子炉建家)</p> <p>*保管量は各装置の最大使用量の内数であり、その値を超えることはない。また貯蔵する核燃料物質は各装置に属していることが識別できるように管理を行う。</p>	<p>物理的性状： 固体、粉末、液体 化学的性状： 単体、酸化物</p>	<p>寸法：長さ 約 400 mm 幅 約 400 mm 高さ 約 400 mm</p> <p>主要材料：鉄鋼及び鉛</p> <p>実験用試料又はフィッシュヨーン・カウンターの貯蔵する。</p>	<p>貯蔵箱の追加</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
	<p>中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅲ (図 36 及び図 37 参照)</p>	1台	<p>・天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム 保管量*：合計 50g 以下</p> <p>中性子散乱実験用の核燃料物質を貯蔵する。 (実験利用棟 2 階)</p> <p>*保管量は各装置の最大使用量の内数であり、その値を超えることはない。また貯蔵する核燃料物質は各装置に属していることが識別できるように管理を行う。</p>	<p>物理的性状： 固体、粉末、液体 化学的性状： 単体、酸化物</p>	<p>寸法：長さ 約 400 mm 幅 約 400 mm 高さ 約 400 mm</p> <p>主要材料：鉄鋼及び鉛</p> <p>実験用試料を貯蔵する。</p>	<p>貯蔵箱の追加</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
	<p>中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅳ (図 36 及び図 37 参照)</p>	1台	<p>・天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム 保管量*：合計 50g 以下</p> <p>中性子散乱実験用の核燃料物質を貯蔵する。 (実験利用棟 2 階)</p> <p>*保管量は各装置の最大使用量の内数であり、その値を超えることはない。また貯蔵する核燃料物質は各装置に属していることが識別できるように管理を行う。</p>	<p>物理的性状： 固体、粉末、液体 化学的性状： 単体、酸化物</p>	<p>寸法：長さ 約 400 mm 幅 約 400 mm 高さ 約 400 mm</p> <p>主要材料：鉄鋼及び鉛</p> <p>実験用試料を貯蔵する。</p>	<p>貯蔵箱の追加</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可			説明
	【許可本文】			
	7-3 使用施設の設定			
	使用設備の名称	個数	仕 様	
(中略)				
中性子散乱実験装置 (図4及び図参照)	高分解能粉末中性子回折装置	1基	型式：単結晶二軸型 構造：箱型遮蔽体 遮蔽体寸法：縦 約 6.7m、横 約 2.4m、高さ 約 2.7m 遮蔽材料及び厚さ： (ビーム方向) B ₂ O ₃ ポリエチレン 約 10 cm、鉛 約 20 cm、 普通コンクリート 約 107 cm、鉄 約 2 cm (側面方向) B ₂ O ₃ ポリエチレン 約 2 cm、 重量コンクリート 約 81 cm、鉄 約 2 cm 主要機器：試料台、多系統 ³ He 検出器 設置場所：炉室 1G 水平実験孔前 最大取扱量： 1回の照射当たりの最大取扱量は 50g である。 取扱方法： 使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのいずれか 1 種類である。 実験を行う際は、実験運用エリアにて実験用試料の準備を行った後、本実験装置に設置して実験を行う。 実験終了後は、実験運用エリアにて実験用試料の放射能冷却を行う。	
	三軸型中性子分光器	1基	型式：単結晶三軸型 構造：回転円筒型遮蔽体 遮蔽体寸法：直径 約 2.4m、高さ 約 2.7m 遮蔽材料及び厚さ： (ビーム方向) B ₂ O ₃ ポリエチレン 約 10 cm、 B ₂ O ₃ パラフィン 約 54 cm、鉛 約 30 cm 主要機器：試料台、アナライザー、 ³ He 検出器 設置場所：炉室 2G 水平実験孔前 最大取扱量： 1回の照射当たりの最大取扱量は 50g である。 取扱方法： 使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのいずれか 1 種類である。 実験を行う際は、実験運用エリアにて実験用試料の準備を行った後、本実験装置に設置して実験を行う。 実験終了後は、実験運用エリアにて実験用試料の放射能冷却を行う。	
実験運用エリアの追加 左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。			実験運用エリアの追加 左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。	

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可			説明
	汎用三軸型中性子分光器	1基	<p>型式：単結晶三軸型 構造：回転円筒型遮蔽体 遮蔽体寸法：直径 約2m、高さ 約2.3m 遮蔽材料及び厚さ： (ビーム方向) ほう酸ポリエチレン 約27 cm、 パラフィン 約25 cm、B₄C ゴム 約5 cm、 鉛 約31 cm、鉄 約12 cm 主要機器：試料台、アナライザー、³He 検出器 フィッション・カウンター 2基</p> <p>設置場所：炉室 4G 水平実験孔前 最大取扱量： <u>1回の照射当たりの最大取扱量は50gである。</u> 取扱方法： 使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのいずれか1種類である。 <u>実験を行う際は、実験運用エリアにて実験用試料又はフィッション・カウンターの準備を行った後、本実験装置に設置して実験を行う。</u> <u>実験終了後は、実験運用エリアにて実験用試料又はフィッション・カウンターの放射能冷却を行う。</u></p>	<p>実験運用エリアの追加 左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
偏極中性子散乱装置	1基	<p>型式：単結晶三軸型 構造：回転円筒型遮蔽体 遮蔽体寸法：直径 約2m、高さ 約2.6m 遮蔽材料及び厚さ： (ビーム方向) パラフィン 約36 cm、 B₄C ポリエチレン 約11 cm、 鉛 約28 cm、鉄 約19 cm 主要機器：試料台、アナライザー、³He 検出器、 フィッション・カウンター 2基</p> <p>設置場所：炉室 5G 水平実験孔前 最大取扱量： <u>1回の照射当たりの最大取扱量は50gである。</u> 取扱方法： 使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのいずれか1種類である。 <u>実験を行う際は、実験運用エリアにて実験用試料又はフィッション・カウンターの準備を行った後、本実験装置に設置して実験を行う。</u> <u>実験終了後は、実験運用エリアにて実験用試料又はフィッション・カウンターの放射能冷却を行う。</u></p>	<p>実験運用エリアの追加 左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>	

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可			説明
	東北大学中性子散乱分光器	1基	<p>型式：単結晶三軸型 構造：回転円筒型遮蔽体 遮蔽体寸法：直径 約 2.2m、高さ 約 2.6m 遮蔽材料及び厚さ： (ビーム方向) B₂O₃ ポリエチレン 約 10 cm、 B₂O₃ パラフィン 約 50 cm、 鉛 約 22 cm、鉄 約 8 cm 主要機器：試料台、アナライザー、³He 検出器、 フィッション・カウンター 2基</p> <p>設置場所：炉室 6G 水平実験孔前 最大取扱量： 1回の照射当たりの最大取扱量は 50g である。 取扱方法： 使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのいずれか 1 種類である。 実験を行う際は、実験運用エリアにて実験用試料又はフィッション・カウンターの準備を行った後、本実験装置に設置して実験を行う。 実験終了後は、実験運用エリアにて実験用試料又はフィッション・カウンターの放射能冷却を行う。</p>	<p>実験運用エリアの追加 左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
	高分解能三軸型中性子分光器	1基	<p>型式：単結晶三軸型 構造：半円型箱型遮蔽体 遮蔽体寸法：縦 約 2.3m、横 約 1.2m、高さ 約 1.7m 遮蔽材料及び厚さ： (ビーム方向) B₄C ゴム 約 3 cm、鉛 約 22.5 cm、 ステンレス鋼 約 0.5 cm 主要機器：試料台、アナライザー、³He 検出器</p> <p>設置場所：実験利用棟 2 階 T₂₋₄ 中性子導管実験孔前 最大取扱量： 1回の照射当たりの最大取扱量は 50g である。 取扱方法： 使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのいずれか 1 種類である。 実験を行う際は、実験運用エリアにて実験用試料の準備を行った後、本実験装置に設置して実験を行う。 実験終了後は、実験運用エリアにて実験用試料の放射能冷却を行う。</p>	

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可			説明
	中性子小角散乱装置	1基	<p>型式：単結晶三軸型 構造：箱型遮蔽体 遮蔽体寸法：縦 約 1.2m、横 約 0.9m、高さ 約 1.5m 遮蔽材料及び厚さ： （ビーム方向）B₄C ゴム 約 0.5 cm、鉛 約 9 cm、鉄 約 1.6 cm 主要機器：コリメータ真空容器、試料容器、³He 二次元検出器</p> <p>設置場所：実験利用棟 2 階 C₃₋₂ 中性子導管実験孔前 最大取扱量： <u>1回の照射当たりの最大取扱量は 50g である。</u> 取扱方法： 使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのいずれか 1 種類である。 <u>実験を行う際は、実験運用エリアにて実験用試料の準備を行った後、本実験装置に設置して実験を行う。</u> <u>実験終了後は、実験運用エリアにて実験用試料の放射能冷却を行う。</u></p>	<p>実験運用エリアの追加 左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
中性子偏極回折装置	1基	<p>型式：単結晶三軸型 構造：箱型遮蔽体 遮蔽体寸法：縦 約 0.8m、横 約 2.09m、高さ 約 1.7 m 遮蔽材料及び厚さ： （前面、上面）ステンレス鋼 15cm （後面）鉄 約 15 cm、鉛 約 5cm、B₄C ゴム 約 1cm 主要機器：試料台、³He 検出器、アナライザー 設置場所：実験利用棟 2 階 T₁₋₁ 中性子導管実験孔前 最大取扱量： <u>1回の照射当たりの最大取扱量は 50g である。</u> 取扱方法： 使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのいずれか 1 種類である。 <u>実験を行う際は、実験運用エリアにて実験用試料の準備を行った後、本実験装置に設置して実験を行う。</u> <u>実験終了後は、実験運用エリアにて実験用試料の放射能冷却を行う。</u></p>	<p>実験運用エリアの追加 左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>	

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可			説明
<p>別表第5 利用施設の使用上の制限値（変更なし）</p>	<p>冷中性子散乱実験デバイス開発装置</p>	<p>1基</p>	<p>型式：単結晶三軸型 構造：半円筒箱型遮蔽体 遮蔽体寸法：縦 約1.3m、横 約2m、高さ 約1.6m 遮蔽材料及び厚さ： （側面方向）鉛 約3.5cm、ステンレス鋼 約12cm、 B₄C ゴム 約1cm 主要機器：試料台、³He 検出器、アナライザー 設置場所：実験利用棟2階 C₂₋₁ 中性子導管実験孔前 最大取扱量： 1回の照射当たりの最大取扱量は50gである。 取扱方法： 使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのいずれか1種類である。 実験を行う際は、<u>実験運用エリアにて実験用試料の準備を行った後、本実験装置に設置して実験を行う。</u> 実験終了後は、<u>実験運用エリアにて実験用試料の放射能冷却を行う。</u></p>	<p>実験運用エリアの追加 左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 実験運用エリアの追加</p>
	<p>実験運用エリア</p>	<p>図36に示す場所</p>	<p>設置場所は原子炉建家1階及び実験利用棟2階であり、<u>実験用試料の準備、実験及び実験用試料の放射能冷却を行う場所である。</u> 使用する核燃料物質は天然ウラン、劣化ウラン、トリウムのいずれかであり、<u>最大取扱量は中性子散乱実験装置において使用可能な範囲内である。当該エリアで使用する核燃料物質は、各装置に属していることが識別できるよう管理を行う。</u></p>	
	<p>その他</p>	<p>（変更なし）</p>		

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後					許可					説明
別表第6 核燃料物質の貯蔵の核的制限値					【許可本文】 8-3 貯蔵施設の設備					
貯蔵設備	ウラン濃縮度	保管量			貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理的・化学的性状	仕様	
		棚1段当たりの保管量	棚段数	保管庫1個当たりの保管量						
未照射核燃料物質保管庫	5%未満	30kg-U以下	4	120kg-U以下	使用済燃料貯槽 No.1 (図26参照) (ファーストコンバータ)	1式	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
	5%以上20%未満	5kg-U以下	4	20kg-U以下	燃料架台 (図29参照)	2台	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
	20%以上93.5%以下	0.6kg-U/個以下 容器2個に分散 容器間隔を25cm以上とする。	4	4.8kg-U以下	試験済燃料板用保管架台 (図33参照)	1台	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
未照射核燃料物質架台	3%未満	ジルカロイ被覆燃料セグメント76本			未照射核燃料物質保管庫 (図34参照)	12個	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
燃料架台	1.52%以下	ジルカロイ被覆燃料セグメント352本			未照射核燃料物質架台 (図35参照)	1台	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
使用済燃料貯槽 No.1 (ファーストコンバータ)	90%以下	0.412kg-U以下			中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅰ (図36及び図37参照)	1台	・天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム 保管量*：合計50g以下 中性子散乱実験用の核燃料物質を貯蔵する。 (原子炉建家) *保管量は各装置の最大使用量の内数であり、その値を超えることはない。また貯蔵する核燃料物質は各装置に属していることが識別できるよう管理を行う。	物理的性状：固体、粉末、液体 化学的性状：単体、酸化物 寸法：長さ 約400mm 幅 約400mm 高さ 約400mm 主要材料：鉄鋼及び鉛 実験用試料又はフィッシャーン・カウンターを貯蔵する。		
試験済燃料板用保管架台	20%以下 (平均16%以下)	2.8kg-U以下 (1ホルダ当たりのU-235量：150g以下)								
中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅰ～Ⅳ	天然ウラン、劣化ウラン	各貯蔵箱：50g以下(天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムの合計)								

貯蔵箱の追加

左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可				説明	
	<p>中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅱ (図 36 及び図 37 参照)</p>	1台	<p>・天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム 保管量*：合計 50g 以下</p> <p>中性子散乱実験用の核燃料物質を貯蔵する。 (原子炉建家)</p> <p>*保管量は各装置の最大使用量の内数であり、その値を超えることはない。また貯蔵する核燃料物質は各装置に属していることが識別できるように管理を行う。</p>	<p>物理的性状： 固体、粉末、液体 化学的性状： 単体、酸化物</p>	<p>寸法：長さ 約 400 mm 幅 約 400 mm 高さ 約 400 mm</p> <p>主要材料：鉄鋼及び鉛</p> <p>実験用試料又はフィッシュヨーン・カウンターの貯蔵する。</p>	<p>貯蔵箱の追加</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
	<p>中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅲ (図 36 及び図 37 参照)</p>	1台	<p>・天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム 保管量*：合計 50g 以下</p> <p>中性子散乱実験用の核燃料物質を貯蔵する。 (実験利用棟 2 階)</p> <p>*保管量は各装置の最大使用量の内数であり、その値を超えることはない。また貯蔵する核燃料物質は各装置に属していることが識別できるように管理を行う。</p>	<p>物理的性状： 固体、粉末、液体 化学的性状： 単体、酸化物</p>	<p>寸法：長さ 約 400 mm 幅 約 400 mm 高さ 約 400 mm</p> <p>主要材料：鉄鋼及び鉛</p> <p>実験用試料を貯蔵する。</p>	<p>貯蔵箱の追加</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
	<p>中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅳ (図 36 及び図 37 参照)</p>	1台	<p>・天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム 保管量*：合計 50g 以下</p> <p>中性子散乱実験用の核燃料物質を貯蔵する。 (実験利用棟 2 階)</p> <p>*保管量は各装置の最大使用量の内数であり、その値を超えることはない。また貯蔵する核燃料物質は各装置に属していることが識別できるように管理を行う。</p>	<p>物理的性状： 固体、粉末、液体 化学的性状： 単体、酸化物</p>	<p>寸法：長さ 約 400 mm 幅 約 400 mm 高さ 約 400 mm</p> <p>主要材料：鉄鋼及び鉛</p> <p>実験用試料を貯蔵する。</p>	<p>貯蔵箱の追加</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可	説明
<p>別表第7～別表第17（変更なし）</p> <p>別図（その1）～別図（その5）（変更なし）</p>	<p><u>【許可添付】</u></p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 （中略）</p> <p>6) <u>実験用試料等</u> <u>実験用試料等（天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム）で最大50gを中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅰ及びⅡにそれぞれ貯蔵する。また同様に最大50gを中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅲ及びⅣにそれぞれ貯蔵する。</u> <u>核燃料物質の最小臨界量は、試料容器の構造材、U-238等を見出し、媒質が核分裂物質と水で均一に混ざり、反射体は、水で無限層であるとした場合、TID-7028*）によれば、U-235で800gである。よって、各々における中性子散乱実験用貯蔵箱での最大収納量は、最小臨界量を十分下回るの</u> <u>で臨界事故の可能性は無い。</u> （中略）</p> <p>8) <u>臨界事故に対する考慮</u> 本施設における核燃料物質の使用における臨界管理は、誤操作により二重装荷があった場合においても、最小臨界量に達しない質量制限で行うため、臨界に対する安全性は確保できる。 本施設の貯蔵施設における核燃料物質の管理は、<u>中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅰ～Ⅳについては、中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅰ及びⅡを並べて配置し、さらに誤操作により二重装荷があった場合においても200gであり、同様に中性子散乱実験用貯蔵箱Ⅲ及びⅣを並べて誤操作により二重装荷があった場合においても200gであることから、複数の貯蔵箱において、誤操作により二重装荷があった場合においても、最小臨界量に達しない制限値以下の質量で管理するため、臨界に対する安全性は確保できる。</u></p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書と保安規定の記載整理表

変更後	許可	説明
<div data-bbox="133 436 1139 1444" style="border: 1px solid black; height: 480px; width: 339px;"></div> <p data-bbox="468 1478 884 1507" style="text-align: center;">別図2 実験運用エリアについて</p>	<p data-bbox="1255 260 1389 289">【許可本文】</p> <div data-bbox="1234 319 2430 1495" style="border: 1px solid black; height: 560px; width: 403px;"></div> <p data-bbox="1466 1579 2237 1608" style="text-align: center;">図 36 実験運用エリア及び中性子散乱実験用貯蔵箱配置の概略図</p>	<p data-bbox="2487 491 2724 655">左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>